

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市西京区御陵南荒木町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	河川維持補修工事（西京土木みどり事務所管内）				
工期	契約日の翌日から令和 7年12月26日まで				
事業課（所）名	西京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事箇所			工区	9	
堤防除草工	m2	41,400	伐木除根工（伐木）	m2	1,100
清掃工	千m2	1.2	河川土工	m3	20
防草シート敷設工	m2	200			

施工理由

本工事は、西京土木みどり事務所管内の河川において、除草及び浚渫等を行うことにより、良好な流水機能の回復を図るとともに、周辺環境の改善を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年3月	
基 準 適 用 年 月	2025年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
除草工	堤防除草工	処分(刈草)	種別:刈草		t	22,000	処分費	管理費区分T
清掃工	塵芥処理工	処分(塵芥)	種別:混合廃棄物		m3	16,000	処分費	管理費区分T
河川土工	浚渫工	残土等処分	種別:草根混じり土(中程度)		m3	9,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書 (本01)

工事名	河川維持補修工事 (西京土木みどり事務所管内)				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	肩掛式(カッタ径255mm), 梱包無し, ダンプトラック, 飛散防止措置: 有り	m2	41,400				
運搬(堤防除草)	ダンプトラック, 梱包無し	千m2	41				
処分 (刈草)	種別: 刈草	t	35				
堤防養生工		式	1				
伐木除根工		式	1				
伐木・伐竹(複合)	樹木・竹の区分 樹木密集度及び施工区分: 伐木(人力施工: 中)	m2	1,100				
伐木伐竹運搬	積込条件: 人力施工	m3	18				
処分 (伐木)	種別: 枝葉	t	6				
樹木伐採 C=29cm以下	幹周: 29cm以下, 積込含む	本	1				(概)
樹木伐採 C=30~59cm	幹周: 30cm以上59cm以下, 積込含む	本	1				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	河川維持補修工事 (西京土木みどり事務所管内)				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
樹木伐採 C=60～89cm	幹周：60cm以上89cm以下, 積込含む	本	4				(概)
樹木伐採 C=120～149cm	幹周：120cm以上149cm以下, 積込含む	本	1				(概)
樹木運搬 (幹)	種別：幹	t	0.8				(概)
樹木運搬 (枝葉)	種別：枝葉	t	1				(概)
処分 (幹)	種別：幹	t	0.8				
処分 (枝葉)	種別：枝葉	t	1				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	収集・集積・積込	千m2	1.2				
塵芥運搬	運搬、種別：混合廃棄物	千m2	1.2				
処分 (塵芥)	種別：混合廃棄物	m3	0.3				
河川土工		式	1				
浚渫工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	河川維持補修工事 (西京土木みどり事務所管内)				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
掘削	土砂, 現場制約あり	m3	20				
人力運搬	運搬～取卸し, 20m以下	m3	20				
人力積込	土砂	m3	20				
土砂等運搬	現場制約あり, 土質: 土砂	m3	20				
残土等処分	種別: 草根混じり土 (中程度)	m3	20				
防草シート敷設工		式	1				
防草シート敷設工		式	1				
防草シート敷設工	法面	m2	200				(概)
シート重ね・コンクリート部端部処理工		m	249				(概)
アスファルト部端部工		m	40				(概)
防草ラバーコート設置工	支柱: φ114	箇所	20				(概)
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				

設計内訳書 (本01)

工事名	河川維持補修工事 (西京土木みどり事務所管内)				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	57				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 12.2%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ柚木工事看板	規格:1,100×1,400	枚	1				
共通仮設費 (率計上)		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（西京土木みどり事務所管内）

工事場所 京都市西京区御陵南荒木町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 第1工区は、7月初旬から中旬に⑦区間から着手すること。
- 2 第1工区の2回刈り区間について、2回目の除草時期を監督職員と調整すること。
- 3 第1工区の刈草の搬出場所については、監督職員と調整すること。
- 4 第2工区は、沿道で実施される道路除草と時期を合わせる必要があるため、施工時期を監督職員と調整すること。
- 5 第2工区は、地元による除草範囲が混在しているため、施工範囲を監督職員に確認すること。
- 6 第3工区の⑩区間は、9月中旬頃に行うものとする。
- 7 第3工区の⑫～⑭区間は、水門を閉じる必要があるため、施工時期を監督職員と調整すること。
- 8 第6工区の浚渫は、渇水期に施工すること。
- 9 第7工区の防草シート敷設工は、施工範囲を監督職員に確認すること。
- 10 第8工区は、地元周知が必要であるため、施工時期を監督職員と調整すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、一部作業範囲は、作業時間等に地元調整が必要となるため、予め監督職員の指示に従うこと。施工時間に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
第2工区以外	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

第4条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

みやこ杉木を使用した木製の工事標示板の設置

（項目、仕様及び設置枚数の例）

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	<ul style="list-style-type: none">・みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業者が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。・看板サイズは1,100×1,400mmとする。・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 （文字数：180字程度）	1枚

また、設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

（「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外）

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
防草シート敷設工	防草シート敷設工	各種材料
	シート重ね・コンクリート部	
	端部処理工	
	アスファルト部端部工	
	防草ラバーコート設置工	

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
除草工	堤防除草（複合）	除草完了時（刈高）
堤防養生工	樹木伐採	伐採前（幹周、本数等）
河川土工	掘削	浚渫完了時（浚渫状況等）

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
ダンプトラックの積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 71-2	設計運搬距離 L = 10.8km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の許可を受けた施設 京都市伏見区久我西出町 4-38	設計運搬距離 L = 7.6km 単位体積重量 $\gamma = 0.55\text{t/m}^3$
建設発生木材 (伐木・枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の許可を受けた施設 京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L = 8.8km
建設発生木材 (樹木伐採・枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の許可を受けた施設 京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L = 8.8km 単位体積重量 $\gamma = 0.55\text{t/m}^3$
塵芥 (混合廃棄物)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 の許可を受けた施設 京都市西京区大枝沓掛町 26-306	設計運搬距離 L = 8.2km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土 (草根混じり土)	(指定地処分) 洛東建設(株) 京都市西京区大原野北春日町 1224 番 3	設計運搬距離 L = 6.0km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、完成検査日の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

位置図

河川維持補修工事（西京土木みどり事務所管内）

